

令和 6 年（ネ）第 453 号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人 国外 1 名

被控訴人兼控訴人 大川原化工機株式会社 外 5 名

証拠説明書（13）

令和 6 年 5 月 22 日

東京高等裁判所第 14 民事部 御中

被控訴人兼控訴人ら訴訟代理人弁護士

高田

岡



同 鄭一志



同 河村尚



同 我妻崇明



同 以元洋輔



同 山城在生



同 坂井萌祐



同 丸山浩祐



上記当事者間の頭書事件における被控訴人兼控訴人ら提出の書証についての説明は、下記のとおりである。なお、原判決において定義された語句は、ことわりがない限り本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

符号番号	標　　目	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲189	電話聴取結果報告書（署名のないもの）	平成29年1月13日 写し	警視庁公安部司法警察職員	・平成29年12月12日に公安部捜査員が[REDACTED]から電話聴取を行っていたこと ・同聴取において、公安部捜査員は、噴霧乾燥器内部に熱風を送った際の最低温箇所について、「装置末端の排風機後にある管の部分である」との供述を聴取したこと ・同聴取について、電話聴取結果報告書のドラフトが作成されたが、同報告書は未署名のままとなつたこと ・最低温箇所に関する[REDACTED] [REDACTED]の見解が、平成20年12月4日（乙8の22）、同月12日（甲189）、同月25日（乙8の24）と短期間のうちに変遷していたこと
甲190	「L-8i 温度測定結果」と題する書面	令和2年4月24日 写し	[REDACTED]	・被控訴人会社の従業員が被控訴人会社製噴霧乾燥器L-8i型を用いて実施した乾熱温度測定実験の結果 ・被控訴人会社が令和2年4月24日に実施した乾熱温度測定実験において、乾燥室測定口等の温度が上がらないことが判明したこと
甲191	電子メール	令和2年4月25日 写し	[REDACTED]、弁護士高田剛	・甲190の実験結果を受け、弁護人が被控訴人会社の従業員に対し、測定口の温度が上がってないことを指摘するとともに、細菌を乾燥させた場合に当該箇所に粉体が入り込むかを尋ねたこと ・弁護人の質問に対し、被控訴人会社の従業員が「はい。粉体は入り込みます。風の流れないところなので温度が高くなり難い箇所になります。」と回答したこと
甲192	電子メール	令和2年4月30日 写し	弁護士高田剛	・甲144の実験結果を受け、弁護人が被控訴人会社の従業員に対し、各コールドスポットに粉体が付着する可能性があることとともに、今後の粉体

					を用いた実験で粉体を付着することを確認したい旨を伝えたこと
甲193	「L-8i 乾熱温度測定結果」と題する書面	写し	令和2年5月14日	[REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> 被控訴人会社の従業員が粉体を用いて実施した乾熱温度測定実験の結果 被控訴人会社が令和2年5月14日に実施した乾熱温度測定実験において、測定口に粉体が堆積することが確認されたこと
甲194	メール	写し	令和2年5月15日	[REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> 被控訴人会社が令和2年5月14日に実施した乾熱温度測定実験において、測定口に粉体が堆積することが確認されたこと
甲195	「L-8i 乾熱温度測定結果」と題する書面	写し	令和2年5月18日	[REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> 被控訴人会社の従業員が被控訴人会社製噴霧乾燥器L-8i型を用いて実施した乾熱温度測定実験の結果 被控訴人会社が令和2年5月18日に実施した乾熱温度測定実験において、乾燥室測定口が最低温箇所であることが確認されたこと
甲196	「RL-5 乾熱温度測定結果」と題する書面	写し	令和2年5月22日	[REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> 被控訴人会社の従業員が被控訴人会社製噴霧乾燥器RL-5型を用いて実施した乾熱温度測定実験の結果 被控訴人会社が令和2年5月22日に実施した乾熱温度測定実験において、乾燥室測定口が最低温箇所であることが確認されたこと
甲197	メール	写し	令和2年5月19日	弁護士 高田剛	<ul style="list-style-type: none"> 検察官からの証拠開示を受け、弁護人が、公安部の温度実験で測定口の温度が測定されていないことが把握したこと
甲198	経済産業省WEBサイト	写し	令和4年12月3日現在	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 経産省が、令和4年12月3日現在の情報として、WEBサイトに、「乾熱殺菌をすることができるものの解釈」について、「内部を100℃以上に保つことができるものとすること」との見解を公表していること 捜査機関が本件事件の公判において主張した「50℃・9時間」理論は、現在においても法令を所管する経産省の支持を受けていない暴論であること

甲199 の1	FAX 送信票	写し	令和2年 3月11 日	被控訴 人会社	・被控訴人大川原らの逮捕当日、被控訴人会社が弁護人に対して被控訴人島田の主張（甲199の2）を送信した事実
甲199 の2	「私の主張」と題する事実	写し	令和2年 3月9日	被控訴 人島田	・被控訴人島田が逮捕前に殺菌解凍や本件各噴霧乾燥器の規制該当性について自己の認識を記載したメモを作成していた事実 ・殺菌解凍や本件各噴霧乾燥器の規制該当性に関する被控訴人島田の認識
甲200	新聞記事	写し	令和6年 5月3日	毎日新聞社	・[■]警部補が、任意取調べにおいて、被控訴人島田が調書の内容を確認する際、わざと話し掛けるなどして注意をそらしていたと、取調べに立ち会った警察官が周囲に話していたこと ・被控訴人島田が不正輸出を認めるかの内容の供述調書に署名したことについて、他の捜査員から被控訴人島田が本当に話したのかと問われたのに対し、[■]警部補が「言っていないですよ。そもそも否認なんで」「あいつは他のあまり関係ないところだけは直せって言うけど、肝心なところは気づかない。調書をしっかり確認しないから、取れちゃうんですよね」と話したこと ・[■]警部補が被控訴人島田の供述内容と異なる供述調書を作成し、偽計・欺罔を用いて被控訴人島田に署名指印をさせていたこと
甲201	被疑者ノート	原本	令和2年 3月12 日	被控訴 人島田	・逮捕翌日の令和2年3月12日、新件送致直後に行われた[■]検事による被控訴人島田の弁解録取手続において、被控訴人島田は、[■]検事より何か言いたいことはあるかと訊かれ、曝露防止性能を有する器械が規制対象であるとするガイドラインの記載に従い、本件噴霧乾燥器1はこれに該当しないと判断した旨を述べたこと

以上